

○遺失物法

平成一九年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

- ・個人情報保護の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成二七・九・九法六五) 附則二八条 平成二九・九・八までに施行

(所有権を取得することができない物件)

第三五条 (柱書略)

一―四 (略)

- 五 個人情報データベース等(個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第一条第二項に規定する個人情報データベース等をいう)が記録された文書、図画又は電磁的記録(広く一般に流通している文書、図画及び電磁的記録を除く)